

じん臓の機能障害の状況および所見

1 じん臓機能 (年 月 日) (該当するものを○でかこむこと。)

- ア 内因性クレアチンクリアランス値 (ml/分) 測定不能
 イ 血清クレアチニン濃度 (mg/dl)
 ウ 血清尿素窒素濃度 (mg/dl)
 エ 24時間尿量 (ml/日)
 オ 尿所見 ()
 カ eGFR (推算糸球体濾過量) (ml/分/1.73m²)

2 その他参考となる検査所見

(胸部X線写真、眼底所見、心電図等)

3 臨床症状 (年 月 日)

(該当する項目が有の場合は、それを裏づける所見を右の [] 内に記入すること。)

- ア 腎不全にもとづく末梢神経症 (有・無) []
 イ 腎不全にもとづく消化器症状 (有・無) [食思不振、悪心、嘔吐、下痢]
 ウ 水分電解質異常 (有・無) [Na mEq/l、K mEq/l
 Ca mg/dl、P mg/dl
 浮腫、乏尿、多尿、脱水、肺うっ血
 その他 ()]
 エ 腎不全に基づく精神異常 (有・無) []
 オ X線写真所見における骨異栄養症 (有・無) [高度、中等度、軽度]
 カ じん性貧血 (有・無) Hb g/dl、Ht %
 赤血球数 ×10⁴/mm³
 キ 代謝性アシドーシス (有・無) [HCO₃ mEq/l]
 ク 重篤な高血圧症 (有・無) 最大血圧/最小血圧
 / mmHg
 ケ じん不全に直接関連する (有・無) [その他の症状]

4 現在までの治療内容

(慢性透析療法の実施の有無 (回数 /週、期間) 等)

5 日常生活の制限による分類

- ア 家庭内での普通の日常生活活動または社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの。
 イ 家庭内での普通の日常生活活動または社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの。
 ウ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの。
 エ 自己の身の周りの日常生活活動を著しく制限されるもの。

【備考】

慢性透析療法を実施している者の障害の判定は、当該療法実施前の状態で判定するものである。

【参考】

「5 日常生活の制限による分類」程度と等級の関係

「(ア)非該当」「(イ)4級相当」「(ウ)3級相当」「(エ)1級相当」